・農地転用に伴う畑かん施設の撤去、移設にかかる工事金について

農地転用の際に申請者が負担していた畑かん施設の撤去、移設工事の費用 について、**令和6年4月1日から**次のとおり変更になりました。

## 変更理由

農地転用時に必要な施設の撤去、移設工事で、場所や施設によって金額に 差が生じるのを無くし、費用負担を公平にするため。

## 変更内容

現在、工事金は実際にかかる費用を申請者に請求しているが、**令和6年** 4月1日から転用面積に1㎡あたり380円を乗じて算出した額を工事金として請求する。

また、それにかかる費用は、**転用決済金(1 ㎡ 120 円)と合わせて南アルプ** ス土地改良区へ支払う。

ただし、建築計画戸数 3 戸以上、開発区画数 3 区画以上、転用面積 1,000 ㎡以上等(南アルプス市宅地開発及び建築物指導要綱第 3 条)の開発案件に該当する農地転用は、工事金の全額を申請者負担とする。

1 m あたり 380 円の工事金額は、数年経過した後、状況をみながら適正な価格を判断して変更していくものとする。

ご不明な点がございましたら、こちらへお問い合わせください。

釜無川右岸土地改良区連合 055-283-1856

南アルプス土地改良区 055-282-4528